

金融審の福祉型の信託等 に関する中間論点整理

制度調査部
堀内 勇世

【要約】

- 金融審から、2月8日、福祉型の信託等に関する「中間論点整理」が公表された。
- 平成16年改正後の信託業法の施行状況と福祉型の信託につき検討を行ったものである。
- 福祉型の信託については、今後の議論の基礎となる論点につき整理されている。

1. 中間論点整理の公表

○金融庁の金融審議会金融分科会第二部会は、今年、平成20年（2008年）2月8日、「**中間論点整理～平成16年改正後の信託業法の施行状況及び福祉型の信託について～**」（以下、「中間論点整理」）を公表した。

（注1）金融庁の以下のホームページ参照。

http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20080208-1.html

○これは、以下の2点つき検討した結果を公表したものである。

- ①平成16年（2004年）に改正された信託業法（以下、「**改正信託業法**」）の**施行状況**に関する検討
- ②**福祉型の信託**に関する検討

○福祉型の信託は、議論がはじまったばかりなので、今後議論が重ねられる見込みである。

2. 改正信託業法の施行状況

（1）前提

○信託業法が平成16年（2004年）に改正された際に、次の見直し条項が置かれていた。

政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○これを受けて今回検討がなされ、中間論点整理にまとめられた。

(2) 施行状況に対する評価

○改正信託業法における主な改正点は以下のとおりであった^(注2)^(注3)。

- ①受託可能財産の範囲の拡大
- ②信託業の担い手の拡大
- ③信託サービスの利用者窓口の拡大
- ④受益者保護のためのルール整備

(注2) 以下のレポート参照。

- ・「信託業法、成立」(中田綾、2004.11.29作成)

(注3) 金融庁の以下のホームページ参照。

<http://www.fsa.go.jp/houan/161/hou161.html>

○中間論点整理では、この改正信託業法の施行状況につき、総括して次のように述べている。

改正信託業法により、受託財産、信託業の担い手、信託サービスの利用者窓口の多様化・拡大が進み、同法は、信託の活用に対するニーズに相当程度応えるものとなっていると考えられる。また、信託の引受けに係る行為準則やディスクロージャー制度により、顧客に対するより適切な情報提供がなされる等、同法は、受益者保護に資するものとなっていると考えられる。

3. 福祉型の信託に関する検討

(1) 前提

○信託業法が平成16年(2004年)に改正された際に、次の附帯決議が行われた^(注4)。

次期法改正に際しては、来るべき超高齢社会をより暮らしやすい社会とするため、高齢者や障害者の生活を支援する福祉型の信託等を含め、幅広く検討を行うこと。

(注4) これは、衆議院財務金融委員会（平成16年11月12日）及び参議院財政金融委員会（平成16年11月25日）における附帯決議である。

○この附帯決議などを受けて今回検討が行われ、中間論点整理にまとめられた。

(2) 「福祉型の信託」とは、

○**福祉型の信託**には、必ずしも大方の合意を得た定義があるわけではない。

○しかし、中間論点整理では、次の**イメージ**を前提として議論を進めている。

金銭信託や不動産の管理（処分）信託など既存の信託業務を、高齢化社会における「福祉」という公共目的に役立てようとするもの

○その上で、具体的に次の場面等での活用を想定している。

- ①成年後見制度^(注5)^(注6)を補充する、あるいは同制度との併用による高齢者や障害者の財産管理
- ②親亡き後問題（親の死後、障害を持つ子供の財産管理と身上監護をどうするかという問題）への対応
- ③死後の事務処理（葬儀・埋葬・供養に関する手続や費用の支払いなど）
- ④死後の財産争いを防ぐための遺言代替

(注5) 成年後見制度とは、精神上的障害（認知症・知的障害・精神障害など）により、判断能力が欠ける者を保護・支援するための制度。当該制度では、家庭裁判所が選任した成年後見人が、本人の利益のため、本人を代理して契約などの法律行為を行い、本人または成年後見人が、本人による不利益な法律行為を後から取り消すことができる。

(注6) 成年後見制度については、法務省の次のホームページ参照。

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji17.html>

(3) 福祉型の信託の検討にあたっての基本的視点

○まず、具体的な制度設計の検討を進めるための前提として、基本的視点について考え方の整理が必要として検討をしている。しかしながら、議論が始まったばかりということもあり、基本的な視点についても、考える際の問題提起的な書きぶりとなっている。

(4) 福祉型の信託の制度設計

○福祉型の信託の制度設計についても議論を行っているが、議論が始まったばかりということもあり、様々な（時に相対立する）捉え方、考え方が示されている。

○例えば、次の事項が記述されている。

1) 制度設計の基本

○受託者の役割

- ・後見制度の補充としての信託を想定すると、受託者は財産管理と身上監護の両方を行うことが求められるのではないか。
- ・受託者は、成年後見人や福祉の専門家等と役割分担を行い、財産の管理や運用に専念すべきではないか。

2) 福祉型の信託の担い手

- ・大量・定型的処理の可能な業務を主に営む既存の信託兼営金融機関・信託会社は、受益者の状況に応じた個別的な対応を必要とする福祉型の信託には、十分に対応できないのではないか。
- ・信託兼営金融機関・信託会社は、財産の管理・運用等の専門家ではあるが福祉の専門家ではないため、身上監護的配慮を十分に行うことは難しいのではないか。
- ・福祉型の信託の担い手としては、福祉事業や後見業務を行う公益法人、NPO法人、社会福祉法人等がふさわしいのではないか。
- ・高齢者・障害者の権利擁護の活動を行っている弁護士が福祉型の信託の受託者となることでより一層きめ細かい支援ができるのではないか。
- ・福祉型の信託の中には、現行の信託業法の下で厳格な規制・監督に服している既存の信託兼営金融機関や信託会社が担うことが適当なものもあるのではないか。
- ・新たな担い手を考えるためには、まずは福祉型の信託のニーズや当該ニーズに応えることのできる信託の内容について検証すべきではないか。そして、必要となる福祉型信託を類型化した上で、当該信託の担い手としてどのような者が適当であるのかを検討すべきなのではないか。類型化の基準としては、信託財産の金額や信託期間などが一応考えられるが、少額であっても障害者等の生活を支える財産であり、金額の多寡を基準にするのは適当ではないという考え方もあるのではないか。

3) 福祉型の信託の担い手に対する規律のあり方

○規律の厳格性

- ・新たな担い手の参入を促すためにより緩やかな規律を適用することが必要ではないか。
- ・福祉型の信託は業規制の課されない民事信託の隣接分野であり、厳格な規律のなじまない分野ではないか。
- ・受益者が高齢者・障害者である場合は社会的保護が必要であり、むしろ現行の信託業法よりも厳格な規制を課すべきではないか。